

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	3-(6)-イ	環境関連産業の戦略的展開			
施策	①環境配慮型資材の活用推進				
(施策の小項目)	—				
主な取組	建設リサイクル資材認定制度(ゆいくる)活用事業	実施計画 記載頁	236		
対応する 主な課題	○環境関連産業を創出し戦略的な展開を図るため、企業等のエコロジー製品や環境サービスの開発、技術力強化と経営・営業スキル向上への取組の支援が求められているほか、環境関連産業の安定的な需要を確保するため、公共事業における環境配慮型資材(ゆいくる材)の積極的な利用が必要である。				

1 取組の概要(Plan)

取組内容	環境関連産業の安定的な需要を確保するため、沖縄県技術・建設業課のHP等でゆいくる材の認定資材の状況を公開し、関係者を対象とした研修会や県民環境フェアでのパネル展示等で同制度の普及を図り、公共事業におけるゆいくる材の積極的な利用を促進する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29~	実施主体
	ゆいくる材の利用率 (調査開始)				維持又は 増加	→	県
	ゆいくる材の利用促進						
担当部課	土木建築部 技術・建設業課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況 (単位:千円)

平成28年度実績							
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源			
リサイクル資材評価認定システム運営事業	12,350	12,344	建設リサイクル資材製造業者からの申請を受け、各種法令・基準等に基づき書類審査、工場審査を実施、「リサイクル資材評価委員会」を開催し、新たに5資材の認定を行った。その他、564資材の工場等での品質確認を行い、行政関係者対象の研修や県民環境フェアでのパネル展示等の広報活動を行うなど、同制度の普及を図った。	県単等			
活動指標名			計画値	実績値			
ゆいくる材の利用率(アスファルト)			48%	76%			
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果						
順調	説明会やパネル展示等の広報活動を行ったことで、関係者には「ゆいくる」という名前でリサイクル資材が周知され、県内アスファルト混合物出荷量に占めるゆいくる材の割合は平成24年度48%に対して平成28年度は76%と増加しており、順調に取組を実施した。公共事業における環境配慮型資材(ゆいくる材)の利用が図られている。						

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
リサイクル 資材評価認定システム 運営事業	12,806	新規の資材認定申請に対し、書類審査、工場審査を行い、「リサイクル資材評価委員会」を1回開催する予定。また、567資材の工場等での品質確認を行う他、行政関係者対象の研修やおきなわアジェンダ21県民環境フェアでのパネル展示(年1回)などで広報を行い、同制度の普及活動を行う。 ゆいくる材を製造するためには、原材料となる廃棄物の確保が必要不可欠であることから、公共事業で発生するコンクリート殻などの廃棄物を、ゆいくる材を製造している中間処理施設へ集めるため、ゆいくる材製造施設における処理費用の調査業務を本事業で実施し、原材料の確保に努めたいた	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

平成28年度の取組改善案	反映状況
①・建設資材廃棄物(コンクリート殻、アスファルト殻)の再資源化率はほぼ100%で改善の余地は少ないが、県、市町村関係者へ、ゆいくる材の原料確保のため、建設廃棄物を現場から搬出する際の再資源化施設の選定について、公共工事発注者に対し説明を行い周知を図る。	①県・市町村関係者へ、設計積算等説明会を実施(1回)し、周知を図った。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
沖縄県リサイクル資材(ゆいくる)評価 認定業者数	84業者 (26年度)	83業者 (27年度)	85業者 (28年度)	→	—
状況説明	県内で発生した建設資材廃棄物(コンクリート殻、アスファルト殻)の再資源化率は約99%を達成しており、ほぼ全量がリサイクルされている状況であり、建設資材廃棄物が有効活用されていることから、循環型社会の構築に寄与している。 主な原材料となるコンクリート殻やアスファルト殻が確保しにくい状況であることから、認定業者数は、84業者(26年度)、83業者(27年度)、85業者(28年度)と横ばいである。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点（内部要因、外部環境の変化）

○内部要因
—
○外部環境の変化
・県内で発生した廃棄物の有効活用が図られており、取組の効果が現れているが、一部のゆいくる材については施設の規模拡大に伴う製造休止や、生産実績減少等の理由により、平成28年度は製造業者4社から路盤材など6資材の認定廃止届があった。

(2) 改善余地の検証（取組の効果の更なる向上の視点）

4 取組の改善案(Action)

・環境関連産業の安定的な需要を確保するため、公共事業における環境配慮型資材(ゆいくる材)の積極的な利用に向け、県内で発生した廃棄物の有効活用について、新たにリサイクル資材について申請に関する相談に積極的に対応し、新規認定を行うとともに、公共工事及び民間工事におけるゆいくる材の利用促進について周知する。